

## 「高額介護合算療養費等支給申請書」の 個人番号（マイナンバー）記入について

令和8年3月に高額介護合算療養費の支給申請のご案内を発送しました。

「高額介護合算療養費等支給申請書」の個人番号（マイナンバー）は、  
被保険者の方が次の要件に該当する場合に必要となります。

- ・令和6年8月～令和7年7月の間に府外から転入している場合
- ・令和6年8月～令和7年7月の間に府内で市をまたぐ転居をしている場合

上記の要件に該当する場合は、個人番号（マイナンバー）を申請書に記入して  
いただくか、転入・転居前の保険者にて「自己負担額証明書」を取得し、申請書に  
添付していただく必要がございます。

上記の要件に該当しない方で、個人番号（マイナンバー）がご不明の場合は、  
未記入で提出していただいても差しつかえはございません。

### 【担当】

大阪府後期高齢者医療広域連合

給付課給付係

高額介護合算療養費担当